

平成 21 年第 8 回防府市議会定例会会議録（その 6）

○平成 21 年 12 月 22 日（火曜日）

○議事日程

平成 21 年 12 月 22 日（火曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 議案第 100 号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
（教育民生委員会委員長報告）
- 4 議案第 101 号 防府市営墓地設置及び管理条例中改正について
（教育民生委員会委員長報告）
- 5 議案第 102 号 防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について
（教育民生委員会委員長報告）
- 6 議案第 104 号 平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 12 号）
（各常任委員会委員長報告）
- 7 議案第 105 号 平成 21 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
（総務委員会委員長報告）
- 議案第 106 号 平成 21 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（産業建設委員会委員長報告）
- 8 議案第 107 号 委託契約の一部変更について
- 9 議案第 108 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について
- 議案第 109 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
に伴う財産処分について
- 議案第 110 号 山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び規約の変更について
- 議案第 111 号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数
の減少について
- 10 議案第 112 号 防府市国民健康保険条例中改正について
- 11 議案第 113 号 平成 21 年度防府市一般会計補正予算（第 13 号）
- 12 決議第 5 号 外国人への地方参政権附与に反対する決議（追加）

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村	学 君	2 番	斉 藤	旭 君
3 番	山 田	耕 治 君	4 番	河 杉	憲 二 君
5 番	山 根	祐 二 君	6 番	土 井	章 君
7 番	安 藤	二 郎 君	8 番	大 田	雄 二 郎 君
9 番	木 村	一 彦 君	10 番	横 田	和 雄 君
11 番	田 中	敏 靖 君	12 番	山 本	久 江 君
13 番	田 中	健 次 君	14 番	佐 鹿	博 敏 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	高 砂	朋 子 君
17 番	今 津	誠 一 君	18 番	青 木	明 夫 君
19 番	重 川	恭 年 君	20 番	伊 藤	央 君
21 番	原 田	洋 介 君	22 番	三 原	昭 治 君
23 番	藤 本	和 久 君	24 番	久 保	玄 爾 君
25 番	山 下	和 明 君	26 番	中 司	実 君
27 番	行 重	延 昭 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	嘉 村 悦 男 君
会 計 管 理 者	松 吉 栄 君	財 務 部 長	吉 村 廣 樹 君
総 務 部 長	浅 田 道 生 君	総 務 課 長	原 田 知 昭 君
生 活 環 境 部 長	古 谷 友 二 君	産 業 振 興 部 長	阿 部 勝 正 君
土 木 都 市 建 設 部 長	阿 部 裕 明 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	岡 本 幸 生 君
健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 次 長	山 邊 勇 君	水 道 事 業 管 理 者	中 村 隆 君

水道局次長 本 廣 繁 君 消 防 長 武 村 一 郎 君
監 査 委 員 和 田 康 夫 君 入 札 検 査 室 長 安 田 節 夫 君
農業委員会事務局長 村 田 信 行 君 選挙管理委員会事務局長 古 谷 秀 雄 君
監査委員事務局長 小野寺 光 雄 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

午前 10 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、河杉議員、5番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ここで土井議員より、会議規則第62条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので、発言を許可します。6番、土井議員。

○6番（土井 章君） 私の12月11日の一般質問における発言につきまして、この場にふさわしくない発言をいたしております。陳謝申し上げますとともに、お手元の申し出書のとおり、その一部を取り消しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。土井議員の申し出のとおり、この取り消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、土井議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前 10 時 2 分 休 憩

午前 10 時 3 分 開 議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第100号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第100号を議題といたします。

本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○20番（伊藤 央君） おはようございます。さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第100号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「平成22年度からの留守家庭児童学級の保育料の値上げの理由に、職員の追加と賃金の増加があるが、どのような内容か」との質疑に対し、「留守家庭児童学級は、現在18学級ありますが、そのうちの4学級はNPOに委託しておりますので、残りの14学級に補助員を1名ずつ増やします。これにより、各学級では指導員2名との合計3名がローテーションを組んで保育に当たります。また、年間で14名の増員と長期休業時における補助員、時間延長による勤務条件の変更で約2,000万円程度の人件費増を見込んでいます」との答弁がございました。また、「他市では18時までとしているところもあるが、17時45分までの延長とした理由は何か」との質疑に対し、「本市では、保育時間、職員の勤務時間を17時までといたしておりますが、恒常的に15分から30分ぐらい保護者がお迎えにおくれてこられる状況がございます。各留守家庭児童学級では、随時対応はしております。職員の勤務時間を18時までには終了したいという観点から、保護者の方が少しおくれてこられても対応できる17時45分にしたいとさせていただきます」との答弁がございました。

主な要望につきましては、「今後、年度途中での保育の解除や入級があった場合について、県内他市の状況等も参考にしながら、延長保育料の還付等について検討することであるが、保育が必要な期間のみ、保育が実施できるということも検討していただきたい」というものや、「他市では、条例に保育時間等も入れているところがある。条例のあり方について検討していただきたい」というものがございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号については原案のとおり可決されました。

議案第101号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第101号を議題といたします。

本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○20番（伊藤 央君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第101号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「現行の墓地条例が1年以内の返還という条件をつけているので、それをそのまま踏襲しているが、墓園のほうでは1年以内ということではなく、未使用のままであれば、それでいいと規則で定めている。未使用の場合に、早く返していただくことを考えれば、1年以内というのを削除したほうが、墓園との整合性を保てるのではないか」との質疑に対し、「今後、墓園と墓地の未利用の返還につきましては、整備していく必要があると考えます。議会と御協議させていただいて、3月にお諮りしたいと考えております」との答弁がございました。

また、「市長が特別の理由があると認めるときというのは、災害や震災以外にどのような場合を想定しているのか」との質疑に対し、「管理者側の理由で閉鎖する場合ということが考えられるとは思いますが、今の時点では想定している具体的な事例はございません。今後、不測の事態に機動的に対応する必要がある場合の委任規定をお願いしたものです。そのような不測の事態となったときには、議会とも相談させていただきたいと思っております」

との答弁がございました。

これに対し、「本市の場合、特別に市長が認める条項が結構ありますが、濫用されるおそれがあるので気をつけていただきたい」との意見がございました。

「墓園条例では、使用料等を一般論としては返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではないとなっているが、墓地条例では返還条件を明記している。同じ墓地なのに整合性がないのではないか」との質疑に対し、「墓園では、使用料等の還付については、条例で規定し、包括的に規則にゆだねる形をとっています。この条例ができた昭和58年ごろは、そういう法制執務をとっていたものと思われま。規則でも、この内容については、墓地条例と整合性をとったものにしたいと思います」との答弁がございました。

また、「防府市内の墓地は不足している。災害があつて、墓地の需要がこれから大きくなるという状況なので、利用しない人からは、早く返してもらって、次の人に早く貸すためにも、半額ではなく全額を返すようにしていただきたい」との要望がありました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「墓地条例と墓園条例の整合性を3月議会までに検討するということなので、賛成とする」との意見があり、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第101号については原案のとおり可決されました。

議案第102号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について

（教育民生委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第102号を議題といたします。

本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○20番（伊藤 央君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第102号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「今回2,000円という上限額を設定した理由は何か。また、今後、企画展の観覧料が高額になることが懸念されるが、どう考えているのか」との質疑に対し、「多くの皆様に来館していただき、科学に親しんでいただくことを基本としておりますので、特別な料金の設定にあたっては、来館しやすい観覧料を考えています。上限額を2,000円とした理由につきましては、例えば、国とか他の団体と共催で展示をするというような、特別な場合を考慮して設定したものでございます。本市単独開催の観覧料では想定しておりません。昨年開催した10周年記念の企画展のような、なかなか見ることのできない価値の高い特別な企画展等において、通常の観覧料に100円から200円程度の上乗せを想定しています。特別の観覧料を設定する企画展については、十分検討し、その内容等を説明してまいりたいと思います」との答弁がございました。

また、「観覧料を上乗せする場合の子どもの料金については、どう考えているのか」との質疑に対し、「子どもの料金は、大人の半額程度を考えています」との答弁がございました。

さらに、「現在開催している一般的な企画展の観覧料を引き上げることはないのか」との質疑に対し、「通常の企画展は現状のままと考えています」との答弁がございました。

「青少年科学館が持つ目的とか設置の趣旨を尊重しなくてはならない。企画展ですばらしいものがあるのなら、受益者負担に頼ることなく、市が積極的に支援をして、多くの市民・子どもたちに見てもらおうという発想が本来なら必要ではないか」との意見や、「青少年科学館の職員の方がお金をかけないように、いろんな知恵を出しながら企画されているので、今後も職員の手づくり展などの努力をしていただきたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「特別の観覧料を設定する場合は100円から200円程度の上乗せを想定している。その際、子どもについては半額にする、あるいは議会と協議すると答弁があった」などの賛成意見がございました。お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第102号については原案のとおり可決されました。

議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）

（各常任委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第104号を議題といたします。

本案については、各常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。安藤総務委員長。

〔総務委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○7番（安藤 二郎君） おはようございます。さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）中、総務委員会所管事項について、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「豪雨災害検証委員会委員謝礼に関して、委員に防災専門の方や議員を入れるべきではないか」との意見に対し、「学識経験者として、山口大学工学部を中心をお願いいたしましたが、既に防災関係をはじめ、各種委員を務めておられ、難しいとのことでした。しかしながら、委員になっていただければ改めをお願いしてまいります。また、議員の方につきましても、委員に入っていただくよう検討いたします」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、教育民生委員長の報告を求めます。伊藤教育民生委員長。

〔教育民生委員長 伊藤 央君 登壇〕

○20番（伊藤 央君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりま

した、議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「昨今の経済情勢により、生活保護の相談が増えているということだが、どういう状況か」との意見に対し、「相談件数は、平成20年度は実績で延べ226件、平成21年度は11月末現在で214件ありました。申請件数は、平成20年度実績で90件、平成21年度は11月末現在で106件となっています。今年度6月ごろから急に相談が増え、理由としては、傷病・収入の減少等がありますが、特に収入の減少・離職が33件と多くなっております」との答弁がございました。

これに対し、「生活保護の相談に来られる方は、お一人お一人の実情も全く違った状態で、それにかかわる内容もさまざまなので、ケースワーカーの方も相談業務が大変と思う。ケースワーカーの中には、70件以上を担当している人もいるということなので、ぜひこういう実情を検討し、増員等をお願いしたい」との要望がございました。

また、「国の政策ではあるが、執行停止により、子育て応援特別手当の支給費の減額補正が出ている。今後、子育て支援に関しては、国の動向に注視していただきたい」との要望がございました。

さらに、「債務負担行為の補正に、し尿処理施設維持管理運転業務委託が上がっているが、この業務を3カ年の債務負担行為とするのは初めてだが、どのような内容か」との質疑に対して、「し尿処理施設は、従来は単年度で委託していましたが、これまでの維持・管理・運転業務に加えて、薬品関係、消耗品などの施設用品、あるいは重油、そういったものを一部包括して委託をしようとするものです。初めての試みでございますので、最小の期限をとということで3年を選択したものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで本案の承認についてお諮りしましたところ、「体育館外2施設の指定管理経費の債務負担行為が出ているが、先日の本会議で同施設の指定管理者の指定に反対したので、この補正予算にも反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。山下産業建設委員長。

〔産業建設委員長 山下 和明君 登壇〕

○25番（山下 和明君） 議題となっております議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）中、産業建設委員会の所管事項につきまして、去る12月

16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「今後、災害関連で市が対応していない箇所は余り出てこないと考えてよいのか」との質疑に対して、「災害復旧事業から外れたものや今後出てくるものは、道路及び河川では、修繕及び維持で、また山林は、治山事業等で対応いたします。農地や農業施設では、現在、補助対象外の場合の支援策を検討しております」との答弁がございました。

また、「ハザードマップについては、危険箇所を示した防災マップとして、関係地域に配布すると聞いていたが、内容はどうか」との質疑に対し、「9月当時には、どこまでお知らせできるか不明な点もありましたので、できるだけ早い時期に対応するために、危険箇所をお知らせする防災マップを想定していました。その後、資料等がそろい、避難場所や避難経路等を載せたハザードマップとしての体裁が整えられることになりましたので、これを今年度中に作成したいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。13番、田中議員。

○13番（田中 健次君） 第2条の債務負担行為の補正におきまして、防府市体育館外2施設指定管理経費が債務負担行為として上げられております。初日の本会議のときにも申し上げましたけれども、体育館の指定管理そのものに反対いたしますので、この予算は認めがたい旨、態度表明をさせていただきます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第104号については、各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって議案第104号については原案のとおり可決されました。

議案第105号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

（総務委員会委員長報告）

議案第106号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第105号及び議案第106号の2議案を一括議題といたします。

まず、総務委員会に付託されておりました議案第105号について、委員長の報告を求めます。安藤総務委員長。

〔総務委員長 安藤 二郎君 登壇〕

○7番（安藤 二郎君） さきの本会議におきまして、総務委員会に付託となりました、議案第105号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、産業建設委員会に付託されておりました議案第106号について、委員長の報告を求めます。山下産業建設委員長。

〔産業建設委員長 山下 和明君 登壇〕

○25番（山下 和明君） 議題となっております議案第106号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る12月16日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「上下水道事業の組織統合に向けた料金、経理、給与及び工事関係の管理システムに関するプログラム変更の債務負担行為について、料金はプログラム変更を済ませて既に一括納付となっているのではないか」との質疑に対し、「井戸及び井戸と水道の併用が約2,000件あり、これを一括にするためにプログラム変更が必要となります」との答弁がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第105号及び議案第106号については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第105号及び議案第106号については原案のとおり可決されました。

議案第107号委託契約の一部変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第107号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第107号委託契約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、平成20年6月の市議会定例会で御承認をいただき、継続事業により施工いたしておりますまちづくり交付金事業、都市基盤河川勘場川放水路河川改修工事に伴う山陽本線横断暗渠築造関連工事の委託契約の一部変更についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、施工方法についての地域住民との協議の結果などによる工法変更及びそれに伴い延長となる工期の短縮を図るため、当初の設計を変更し、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 内容的に、今の御提案ではわかりにくいところがあるので、もう少し詳しい御説明をいただければと思います。地域住民との協議に基づくという形がありますので、それなりに必要なものとは思いますが、どのような形でこういうふうな1億4,000万円ぐらいの規模が増えるのか、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは御説明いたします。

今委託工事につきましては、当初、夜間工事をJRのほうで想定されておりました。この実施に当たりまして、地元の協議の中で、夜間工事に対する同意がいただけなかったと

いうことから、工事を昼間に切りかえたということでございます。これに伴いまして、工期の延長及び工法の変更が生じたということが主な原因でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） もう少し教えていただきたいんですけど、通常、工事を発注するときには、地元等の合意も得て発注するのが通常ではないかと思うんですが、今のお話では、工事をしながら地元とお話し合いをするというふうに分かるんですが、これは当初、そういう話はきちんとできていなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 通常、工事を発注するということにつきまして、地元の同意がこの委託契約のときに得られていたかというような御質問でございますが、JRと協議を進める中で、JRがこの工事を現場に即して実施するに当たる設計ということで、JRとの協議は市のほうでは進めてまいったわけでございます。

その中で、その施工方法につきまして、市のほうで地元協議ということを行ったというような経緯はございません。また、JRにつきましても、この協定の前に、地元で協議をしたということについての確認はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） すみません。今のところですけど、委託契約を結んだり、工事計画をする段階で、地元との協議というのは通常行われるものなのか、今言われたように、行わないでこういうふうな形でされるのか。ちょっとそこだけ、もう一回。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今回、JRの委託工事ということでございまして、JRの工法等について、市のほうでなかなかその辺の内容について、地元で説明はしてなかったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

○22番（三原 昭治君） もう一点ほどちょっと確認。この約1億4,000万円という原資はどのようになるんですか、ちょっとそこだけを教えてください。差額の1億4,000万円。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 質問は1億4,000万円の原資ということで

ございますか。

○議長（行重 延昭君） 内容を再確認してください。

○22番（三原 昭治君） はい、そうです。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） この1億4,000万円については、市の出資で行うということになります。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第107号については原案のとおり可決されました。

議案第108号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第109号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

議案第110号山口・防府地区広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第111号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（行重 延昭君） 議案第108号から議案第111号までの4議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第108号から議案第111号までの4議案について、一括して御説明申し上げます。

本4議案は、平成22年1月16日に山口市と阿東町が合併することに伴い、1月

15日限りで阿東町を山口県市町総合事務組合、山口・防府地区広域事務組合及び山口県後期高齢者医療広域連合から脱退させ、これに伴う組合格約の変更または財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、それぞれお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております4議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております4議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第108号から議案第111号までの4議案については原案のとおり可決されました。

議案第112号防府市国民健康保険条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第112号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第112号防府市国民健康保険条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、本市の条例もこれに準じて改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、地方税法の改正により、上場株式などの配当所得の申告分離課税、上場株式などの譲渡損失と上場株式などの配当所得との間の損益通算の特例及び

特定の土地などの長期譲渡所得の特別控除が創設されたことなどに伴い、国民健康保険料の所得割額及び減額賦課の算定に係る基準が改正されたことから、これに準じて保険料を算定する際の所得について所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第112号については原案のとおり可決されました。

議案第113号平成21年度防府市一般会計補正予算（第13号）

○議長（行重 延昭君） 議案第113号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

○副市長（嘉村 悦男君） 議案第113号平成21年度防府市一般会計補正予算（第13号）について御説明申し上げます。

さきの議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）にて新型インフルエンザ対策として、県に創設されました安心こども基金を活用して、市内のすべての保育園及び留守家庭児童学級に空気清浄機等を設置する子育て支援特別対策事業費を計上しておりましたが、議案提出後、学校法人立幼稚園に対しましても、安心こども基金を活用して、新型インフルエンザ対策として、空気清浄機等を設置する事業が判明いたしました。ついては、本議案、議案第113号で、保育園や留守家庭児童学級と同様に、幼稚園や市内小・中学校にも新型インフルエンザ対策を実施しようとするものでございます。

では、4ページをお開きください。

上段の10款教育費1項教育総務費3目教育指導費の学校法人立幼稚園感染症対策補助

金につきましては、新型インフルエンザ対策として、すべての学校法人立幼稚園内に空気清浄機等を設置する経費に対しまして、3分の2相当額の補助金を計上いたしております。

同じページ下段、5項保健体育費1目保健体育総務費18節備品購入費につきましては、新型インフルエンザ対策として、すべての小・中学校の保健室内に空気清浄機等を設置する経費を計上しております。

収支をいたしまして、6ページ、補正後の予備費を2億6,836万円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） この議案は、多分委員会付託にならないと思いますので、委員会で同じようなことをお聞きしましたので、この場でお聞きをしたいと思います。

これで1項の教育総務費と、それから5項の保健体育費で、合わせての数で構いませんが、何円で何台分の空気清浄機になるのか、ちょっとその数字をお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） まず、幼稚園でございますけど、16園ございます。上限につきましては学級数を上限としておりますので、必要台数を91台というふうに想定しております。

また、学校につきましては、今28校ございますが、野島小・中学校につきましては1台ということで、27台でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第113号について

は原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）20番、伊藤議員。

○20番（伊藤 央君） 動議を提出いたします。

内容は、外国人への地方参政権附与に反対する決議でございます。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいま20番、伊藤議員より、外国人への地方参政権附与に反対する決議案の動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。御起立をお願いいたします。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本来ですと、ここで議会運営委員会に日程をお諮りするところではありますが、現在、最終日であります。残す日程は、常任委員会の閉会中の継続調査のみでありますので、議会運営委員会にはお諮りいたしません。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議がありますので、起立による採決といたします。本動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

決議第5号外国人への地方参政権附与に反対する決議

○議長（行重 延昭君） 決議第5号外国人への地方参政権附与に反対する決議を議題といたします。

ここで、決議案配付のため、暫時休憩といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで提出者から提案理由の説明を求めます。20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

○20番（伊藤 央君） 決議第5号外国人への地方参政権附与に反対する決議について

御説明申し上げます。

今月12日、民主党の小沢一郎幹事長は、ソウルの国民大学で講演をし、在日韓国人ら永住外国人への地方選挙権付与法案について、来年の通常国会で成立させたいという意向を表明しました。

外国人への参政権を付与するか否かは、我が国の政治のあり方の根幹にかかわる重大な問題であり、地方の声を聞くことなしに、また国民的な議論なく法案を成立させてよい性質のものではございません。

参政権は、憲法第15条に国民固有の権利と定められており、外国人に参政権を与えることは、憲法上、重大な問題があると考えられます。さらに今後地方分権はますます進み、地方の権限が増大することが予想されております。米軍基地問題、原子力発電所問題のように国家の安全保障、エネルギー政策など、重大な問題について、地方選挙の結果や地方自治体の主張、議会の意思が国の方針決定に大きな影響を及ぼすことは皆様御承知のとおりでございます。我が国の政治は我が国の国民によって決定されるべきであり、外国人にゆだねるべきものではないとの考えから、外国人への地方参政権付与に反対することを決議するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 今、委員会付託を省略するというふうにありましたけれども、本来、防府市議会の申し合わせでは、意見書、決議については全会派一致で出すということが望ましいということで、これまでほとんどその慣例に従ってまいりました。

先ほど、この決議を動議とするということについても異議を申し立て、全会一致でなかったということにも、それがあらわれているわけであります。こういった現状を考え、また国政の動向が明確でない、このようなときには継続的に委員会で審査をすべきではないか、こういうふうを考えておりますので、委員会に付託するというにしたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 11番、田中敏靖議員。

○11番（田中 敏靖君） ただいま継続審議はというような想定外の御意見が出ておりますので、ここでちょっと暫時休憩させていただくとありがたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 田中敏靖議員の御要望であります。暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（行重 延昭君） 委員会付託省略につきましては御異議がありますので、起立による……。〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

御異議がありますので、起立により採決といたします。委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第5号については委員会の付託を省略することは可決をされました。よって、討論を求めます。13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） この決議では、日本国籍を持たない外国人には、地方といえども参政権を付与することを認めていないというふうに、日本国憲法がそういう立場だというふうに述べられておりますけれども、この点については事実ではありませんと私は考えております。

第1に、最高裁の判決では、地方参政権と国政への参政権を分けて考えております。国政への参政権は、1993年2月にイギリス人に対する判決の中で、明確に国政への参政権は最高裁は認めておりません。その2年後の地方参政権を求める訴訟に対しては、現行でこれがないということについては、そのとおりで、それを憲法違反ではないとしておりますけれども、立法によってこれを認めるということ容認をしております。大事な部分でありますので、ちょっと引用させていただきます。

憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められ

るものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。

これが最高裁の判決であります。こういった国の判決があるということがまず第1であります。

それから、時代の流れといたしまして、全国的には地方参政権を求めるという議会の意見書、あるいは決議が採択をされております。

平成6年から平成7年、1994年から95年の2カ年に山口県内でもこういった運動が進められまして、山口県、山口市、下松、萩、新南陽、下関、光、小野田の7市、それから10町で外国人の地方参政権を求めるという意見書の採択、あるいは決議がされております。また、外国人の住民投票権を認める条例を制定した自治体は、平成14年（2002年）1月、滋賀県米原町をはじめ、その後、主に合併に関する住民投票であります。200の市町村が住民投票において、外国人の投票権を認める条例を制定しております。こういった時代の流れに逆らうものであると思います。

そして、外国人の参政権の世論調査が、例えば徳島大学の樋口直人助教授——助教授というのは、これ当時の役職名ですが——らによってなされておりますが、これはその中でこの外国人の参政権については、少数者の人権という形で住民が考えている。民主分析という統計的な手法によって、権威主義、自由主義、セキュリティー、ポピュリズム、保守革新、こういった5つの意識の中で何と関係があるかということを見ると、離婚、同性愛、夫婦別姓と類似した問題、いわゆる自由主義という観点でこの問題をとらえる、こういう住民の意向であったと。こういうことから考えて、この決議については認めがたいという立場で反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

○9番（木村 一彦君） この決議に反対をいたします。

まず最初に、議会内でもかなりの異論のある、こうした問題を一たん決議として可決してしまえば、それは我が防府市議会の総意ということで内外に態度が表明されるということになるわけでありまして、そういう点では、私は全会一致でないこういう問題が賛成多数で可決されるということ自体——可決されるかどうかはまだわかりませんが、採決されるということは、非常に残念である、遺憾であるというふうに、まず最初に申し上げておきます。

それで、この決議案にあります内容は、若干これは正しくない面を含んでおるとい

とをまず指摘したいと思います。この決議案には、最高裁判決を援用しまして、「日本国憲法は、国民主権の原理に立ち、日本国籍をもたない外国人には地方といえども参政権を附与することを認めていないと考えられる」と、こうあります。これは正しくありません。

先ほど田中健次議員も言いましたが、例えば内閣法制局長官の見解では、この最高裁判決について、1995年2月の最高裁判決について、本論においては、「我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない」、つまり保障しているとは言えない、憲法はですね。と言いつつ、一方で、選挙権を付与する措置を講ずる——つまり選挙権を与える——ということは、憲法上禁止されているものではない、こういうふうに言っているんです。だから、憲法は選挙権を付与することを保障したものではないが、しかしそれは与えることを禁止したものでもない。いわばどっちつかずのことを言っているわけです。というのが内閣法制局長官の見解であります。

ですから、これは日本国憲法がそういうことを認めていないと断じておりますから、これは私は正しくないというふうに、まず指摘しておかなければならないと思います。

それから、この問題につきましては、我が党はかねてからこういう立場であります。地方政治は、本来、すべての住民の要求にこたえ、住民に奉仕するために住民自身の参加によって進められるのが基本であって、外国人であっても、我が国の地方自治体で住民として生活し、納税をはじめ、一定の義務を負っている、そういう人々が住民自治の担い手となるのは、憲法の保障する地方自治の根本精神とも合致する。こういう立場で我が党は投票権だけでなく、被選挙権も付与すべきだというふうに考えて、これまでも主張してきたところであります。

以上の立場で、この決議案には反対をいたしたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 5番、山根議員。

○5番（山根 祐二君） 反対の立場で討論をいたします。

現在、地方自治の本旨としての住民自治の観点からは、外国人住民の地方参政権を許容するという学説が有力であります。また、今回と同様の決議をしている地方議会が全国では1議会のみであると聞いております。このことを考えると、本市の本決議は拙速とならないかと危惧するものであります。ゆえに国の情勢を注視して判断すべきであると考えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） るる反対討論がありましたので、私は賛成の立場から討論をさ

せていただきます。

先ほどの平成7年の最高裁の判決ですけども、最高裁の判決は本論で、

憲法第15条第1項の規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び第1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。

という、これが本論でありまして、先ほどから引用されているものは、あくまで傍論であって、少数意見であるということをもっと申し上げておきたいと思えますし、そして（発言する者あり）傍論ですよ。傍論は少数意見なんです。（発言する者あり）

次に、なぜ、私思うに、永住外国人に地方参政権が与えられるのか、理由が全くわからないのであります。言われるところ、一つには、特に半島出身の方を強制連行した、その償いだということも言われておりますが、それは戦後、帰還船でもって、希望される方は全員本国にお帰りになっているんであって、現在、日本におられる方は、すべて自分の意思でおられるわけでございます。

また、税金を納めているからという論もありますけれども、では税金を納めていない人には参政権は与えられないのかと。税金そのものはインフラであるとか、要するに反対給付を受けているから税金を納めているんであって、そのことは正当な理論にはならないというふうに思うのであります。

その次に、地方分権が叫ばれている時代に、この件に関して地方参政権を与えるということに対して、地方の意見が全くしんしゃくされたような形跡がないということでございます。もっと地方の意見を聞いて判断しても遅くはないということでございます。

加えて、法律が出てないからわかりませんが、参政権という中には、選挙権と被選挙権がありますが、多分今の時点では選挙権だけだろうとは思いますが、選挙権であっても、将来、被選挙権までなし崩し的にいくことは明白でありますし、被選挙権だけであっても、今「対馬は韓国の領土である」と言う人もいる中で、そこに偏ったといいますか、住民の方が韓国籍等々を持たれた方が対馬に集団移転をされ、そしてその中でそういう考え方を持った韓国が主張する方針を是とするような首長が出ないとも限らない。要するに、参政権が――加えて韓国では大統領選挙にことしから在日の方も参政権が付与されたというふうに聞いております。韓国の大統領の選挙権と日本の地方の参政権と、二重の選挙権が付

与されるのはいかがかなというような思いがいたします。そういう人にとっては、むしろぜひ日本に帰化していただいて、そして帰化できるように法律をもっと緩やかにするといえますか、帰化の条件を緩やかにするというほうが先決ではないかというような思いがいたしております。

以上、いろいろ申し述べましたが、以上の理由によりまして、この決議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の御意見もありますので、起立による採決といたします。決議第5号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、決議第5号については原案のとおり可決されました。

ここでちょっと暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたし

ました。これをもちまして、平成21年第8回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月22日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 山 根 祐 二